

○国土交通省告示第六百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和四年六月八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県飽海郡遊佐町当山字下山崎及び字西向並びに吹浦字小谷地、字物見峠、字林ノ内、字大黒坂中道、字大黒坂道東、字大黒坂道西、字布倉、字内林、字貉堂、字寺屋敷、字小屋林道東、字小屋林道西、字戸ノ内田、字由豆佐山、字笠森、字滝ノ脇、字南田、字内田、字水坪、字谷地ノ子、字越坂、字茨畑、字藤池、字丸岡、字水林下及び字寺ノ前地内

秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎、字タカコヤ、字カウヤ、字砂畑、字奥畑、字寺沢、字清水場、字上ノ山、字下向坂、字松山、字石橋及び字堂ノ前、大砂川字北田免並びに関字大道地内

- 2 使用の部分 山形県飽海郡遊佐町当山字下山崎及び字西向並びに吹浦字小谷地、字物見峠、字大黒坂道西、字布倉、字内林、字由豆佐山、字笠森、字滝ノ脇、字南田、字内田、字水坪、字谷地ノ子、字越坂、字茨畑、字藤池、字丸岡、字水林下及び字寺ノ前地内

秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎、字タカコヤ、字カウヤ、字砂畑、字奥畑、字寺沢、字清水場、字上ノ山、字下向坂、字松山、字石橋及び字堂ノ前並びに大砂川字北田免地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、山形県飽海郡遊佐町北目字野田地内の遊佐鳥海インターチェンジから秋田県にかほ市象潟町小滝字中横山地内の象潟インターチェ

ンジまでの延長17.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する（以下「関連事業」という。）。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路及び施工ヤードの設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うこととされているものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道7号（以下「本路線」という。）は、新潟県新潟市を起点とし、青森県青森市に至る延長約586kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する秋田県由利地域は、電子部品・デバイス・電子回路の生産拠点であるほか、肉用牛の飼育も盛んな地域であり、それらの工業製品や家畜は、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）等を経由して、関東方面等へ輸送されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、正面衝突事故が多く、交通事故や積雪路面でのスタックによる通行止めが多発しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、山形県側で既に供用済み又は供用予定である高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道に連絡し、秋田県側で既に供用済みであり本路線の他の区間である象潟仁賀保道路と接続することで、山形県及び秋田県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、現道が担ってい

る交通を分担し、通行止め発生時における現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、山形県区間については平成24年8月等に、秋田県区間については平成24年10月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、仮囲い・防音シートの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカジカ中卵型、オオイチモンジシマゲンゴロウ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、トウホクサンショウウオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、トケンラン、準絶滅危惧として掲載されているコシノカンアオイ、エビネ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、カモシカについては、道路内へ侵入する可能性があることから、侵入防止柵の設置を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が19か所、史跡が1か所存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地のうち11か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、周知の埋蔵文化財包蔵地の残る8か所についても、山形県教育委員会及び秋田県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。史跡についても、今後、遊佐町と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、山形県内については平成24年7月27日に都市計画決定され、令和3年12月3日に変更決定された都市計画と、秋田県内については平成24年7月27日に都市計画決定された都市計画と、それぞれのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施工に伴う附帯工事及び関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、山形県及び秋田県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は線形不良区間が存在するほか、正面衝突事故が多く、交通事故や積雪路面でのスタックによる通行止めが発生しており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる日本海沿岸東北自動車道等建設促進庄内地区期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県飽海郡遊佐町役場及び秋田県にかほ市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

山形県飽海郡遊佐町吹浦字小谷地、字物見峠、字林ノ内、字大黒坂中道、字大黒坂道東、字大黒坂道西、字布倉、字内林、字貉堂、字寺屋敷、字小屋林道東、字小屋林道西、字戸ノ内田、字由豆佐山、字笠森、字滝ノ脇、字南田、字内田、字水坪、字谷地ノ子及び字越坂地内

秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎、字タカコヤ、字カウヤ、字砂畑、字奥畑、字寺沢、字清水場、字上ノ山、字下向坂及び字松山地内